

## ● 「公正取引委員会が指定する不当表示」ってなにーに

「原産国」「無果汁の清涼飲料水」「消費者信用」「おとり広告」「不動産のおとり広告」「有料老人ホーム」の6つについて指定されています。

あるニヤ!



提携ローンの利息について日歩月利のみが表示されていて、実質年率が表示されていない場合で～す

ウム

3 「消費者信用」告示



### 1 「無果汁の清涼飲料水」告示



### 2 「おとり広告」の告示

チラシに表示した商品が本当は存在せず買えない  
また供給量が著しく少ないのにそれを示していない  
販売期間、販売量に制限があるのに、その事が書いてない  
さらに理由もないのに商品を売ってくれない

ニヤ!

